

2018年12月19日

SBIアートオークション株式会社

追及権の導入に関する事業者としての意見

1. 追及権の導入に関する賛否について

現時点での追及権の導入については、次の理由（詳細は次項に記載）により反対する。

- ・ 美術品マーケットに対する悪影響
- ・ 実務上の諸課題

2. 理由詳細

(1) 美術品マーケットに対する悪影響について

① 追及権料の負担を避けるため、販売の場が海外に移るおそれ

- ・ わが国における美術品マーケットは、一般的に画廊・ギャラリー、百貨店、アートオークション、アートフェア等に分類され、アートオークション市場の規模は、画廊・ギャラリー及び百貨店に次ぐものとなっている。
- ・ 追及権制度が導入された場合、現在は国内のアートオークション市場で取引を行っている作品の所有者が、追及権料の負担を避けるために、取引の場を追及権の負担が無く、マーケットとしても巨大なNYや香港に移すおそれがある¹（添付資料1）。
- ・ わが国におけるアートオークション市場の取扱高は、リーマンショック以降、回復・拡大してきたところであるが、追及権の導入によって売買の場が追及権料の負担の無い海外（NYや香港）に移転してしまうと、国内市場自体がシュリンクしてその健全な発展を阻害し、却って著作者の利益保護に資さない結果となるおそれがある。

⇒ 当社の直近のオークション（2018年10月27日開催）における取扱高に占める高額品（500万円以上）取扱高の割合は全体の約52%であることから、もはやアートオークション事業がビジネスとして立ち行かなくなる（添付資料2参照）。

⇒ そのため、仮に追及権制度を導入するのであれば、NYや香港など、他の国でも統一的に導入する等、この点に対する何らかの対策が必要と考えている。

② セカンダリーマーケットがクローズドなものへと変質するおそれ

- ・ 国内における美術品取引市場には、①の1点目の記載以外にも、画廊・ギャラリーが参加する美術品交換会（主として業者向け）やネットオークションがある（添付資料3参照）。
- ・ このうち美術品交換会に関して、業者の中には、美術品交換会と公開のアートオークションで取引をケースバイケースで使い分ける業者も多いところ、追及権料の支払いを逃

¹ 欧州指令 2001/84/EC における追及権の導入と効果に関する報告書において、5万ユーロ（500万円相当）を超える高額作品市場については、追及権の無い国（アメリカや中国）に移動させる可能性が示唆されている点について、平成24年9月7日（金）文化審議会著作権分科会国際小委員会（第2回）配布資料2「欧州の追及権制度（小川先生資料）」P6

れるために業者が公開のアートオークションから美術品交換会へと取引の軸足を移すことにより、セカンダリーマーケットがクローズドなものへと変質する（≒公開のアートオークションビジネスを主要な事業として手掛ける事業者が不利益を被ることとなる。）こととなるおそれがある²。

- ・その結果、マーケットの相場観がわかりづらくなり、オープンで参加しやすいマーケットを育成・構築することが困難となる。
- ⇒ 将来、追及権制度を導入する場合は、国内マーケットの現状を踏まえ、2次流通の場に統一かつ実効的に適用される制度設計が必要。

（2）実務上の諸課題について（追及権料の徴収・支払に関する実務上の困難性）

追及権料の実効的徴収・支払の実現には、実務上の諸課題をクリアーする必要がある。

- ・上記2（1）②に記載したセカンダリーマーケットの変質により、追及権料の徴収が困難になるおそれがある点
- ・海外の作家の作品の場合を中心に、追及権料の算定に大きな事務負担が生じる点
- ・一つの商品内容（ロット）が複数作家の作品で構成されている場合（バルクセールのイメージ）における分配金額算定が難しいと考えられる点
- ・追及権料の受領者である著作権者の搜索負担が大きい点（海外在住の作家、相続が生じた場合等）
- ・JASRACのような団体が存在せず、権利者への分配に課題を生じる点
- ・追及権料を出品者や落札者の負担にできない（事業者が実質的に負担することになる）おそれがある点
- ・アートオークション事業者におけるカタログ掲載料と追及権料支払いの二重負担が生じる点
 - ⇒ 英・仏・独では基本的にカタログ掲載が無償とされている
 - ⇒ 日本では、オークションカタログ（紙面・WEB）への掲載のため、掲載許諾を得るか、著作権法第47条の2規定の範囲で利用しているのが現状³。
 - ⇒ 公開のアートオークション事業については、追及権料と掲載料の二重負担が生じる。

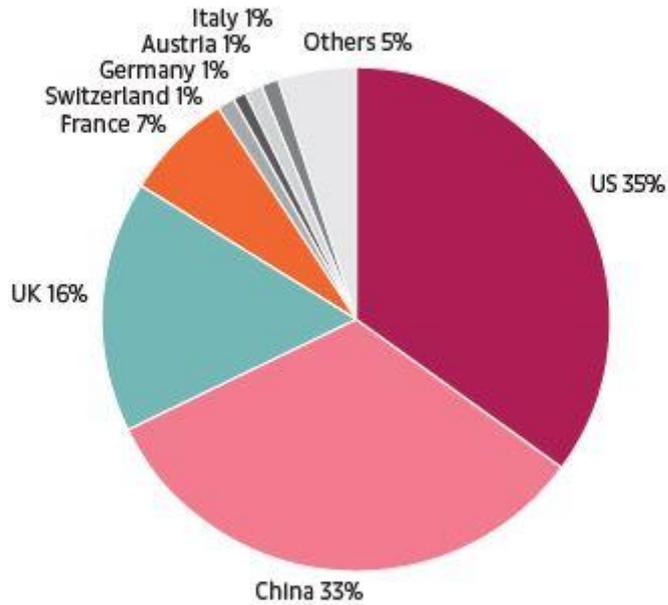
以 上

² 美術品交換会においては、落札額等が公開されない密室での決定事項であるため、追及権の支払の抜け道となってしまう可能性について、比較法学 51 卷 2 号（2017.12.1）「論説 我が国における追及権導入に関わる諸問題 小川明子 著（早稲田大学 比較法研究所機関紙）」P14

³ 無償で使用できる範囲が限定されているため、カタログの出来栄や落札結果のアーカイブなどが購入者向けのコンテンツが海外マーケットよりも見劣りしており、権利制限規定の改正が必要

【①】世界の美術品オークション市場における地域別取扱高

**Figure 3.2 | Auction Market Global Share
by Value in 2017**



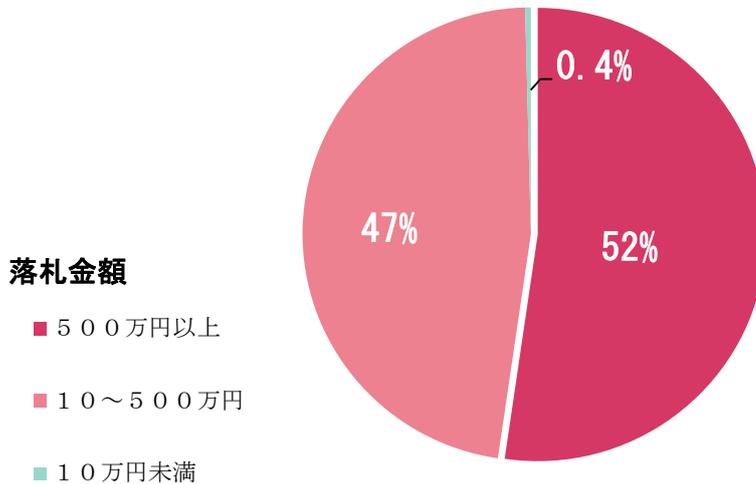
© Arts Economics (2018) with data from Auction Club, AMMA and other sources

※ An Art Basel & UBS Report 「The Art Market 2018」 p.109 内
Arts Economics 2018 資料

【添付資料 2：当社における価格帯ごとの割合】

【②】当社における高額作品の取扱高が取扱高全体に占める割合

第29回セール（2018年10月27日）における高額作品が全体に占める割合



※ 追及権の適用開始金額を英（1,000€）・仏（750€）の中間として10万円とした場合、取扱高全体の99%分の作品（作家）は追及権の恩恵を受ける。
（点数では358点、全体の80%）

※ 追及権の「相互主義」の適用により、支払の必要が無い作家についての抽出は行っていません。

※ 5万ユーロ相当（500万円相当）を超える高額作品の出品が、追及権料の負担を懸念として追及権制度の無い海外マーケットに流出した場合、オークションにおける取扱規模は半分程度に落ち込む。

	取扱点数	取扱作家数	取扱出来高	取扱高における500万以上の割合
2018年10月	453	185人	6.68億円	52%（3.52億）
2018年7月	428	210人	2.9億円	30%（0.87億）
2018年4月	487	207人	5.65億円	51%（2.9億）
2018年1月	388	190人	3.36億円	44%（1.5億）
2018年全体	1303	—	18.6億円	47%（8.8億円）

【添付資料3：売買の把握、及び追及権料の徴収が難しいマーケット形態】

【③】 売買の把握、及び追及権料の徴収が難しいマーケット形態

	美術品交換会	ネットオークション
専門家の介在	○	×
参加者	美術品取扱業者のみ	業者・一般人
美術品出品の把握	×	×
出品作品の価格帯	低～高	低・中
追及権料の徴収実務	×	△

<美術品交換会>

- ・オークション事業同様、競り売りの形式で美術品を売買。
- ・売買の結果は非公開、かつ、取扱い点数は1日で1,000点以上のケースあり。
- ・売却代金の内容自体が把握できない。